

1. 令和4年第6回郡上市議会定例会議事日程（第5日）

令和4年12月13日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 一般質問
- 日程3 議案第114号 郡上市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第115号 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程5 議案第116号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第117号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第118号 郡上市職員の給与に関する条例及び郡上市単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第119号 郡上市職員の降給に関する条例の制定について
- 日程9 議案第120号 郡上市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 日程10 議案第121号 郡上市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程11 議案第122号 郡上市情報公開条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第123号 郡上市土地改良事業分担金賦課徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第124号 郡上市青少年育英奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第137号 やまと総合センターの指定管理者の指定について
- 日程15 議案第138号 財産の処分について（和良町横野地内）
- 日程16 議案第139号 市道路線の認定について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	本 田 教 治	2番	長 岡 文 男
3番	田 代 まさよ	4番	田 中 義 久
5番	蓑 島 もとみ	6番	三 島 一 貴
7番	森 藤 文 男	8番	原 喜与美

9 番	野 田 勝 彦	10 番	山 川 直 保
11 番	田 中 やすひさ	12 番	森 喜 人
13 番	田 代 はつ江	14 番	兼 山 悌 孝
15 番	尾 村 忠 雄	16 番	渡 辺 友 三
17 番	清 水 敏 夫	18 番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	河 合 保 隆
総 務 部 長	加 藤 光 俊	農林水産部長	田 代 吉 広
商工観光部長	可 児 俊 行	建 設 部 長	小酒井 章 義
教 育 次 長	長 尾 実	代表監査委員	大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋 藤 貴 代	議会事務局 議会総務課長	松 山 由 佳
議会事務局 議会総務課 主 事	恒 川 祐 輔		

◎開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。

議員各位には、出務御苦労さまです。

ただいまの出席議員は 18 名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9 時 30 分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 88 条の規定により、会議録署名議員には、18 番 美谷添生議員、1 番 本田教治議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（田代はつ江） 日程 2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんて決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め 40 分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 原 喜与美 議員

○議長（田代はつ江） それでは、8 番 原喜与美議員の質問を許可いたします。

8 番 原喜与美議員。

○8 番（原 喜与美） おはようございます。それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回も 2 点の質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、市の山林取得と保全について。

市民が所有をしております山林の寄附や、または売却を希望される物件の取得と、その保全について伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

過日、兵庫県の佐用町を産業建設常任委員で訪ねました。同町は、全国でも初めて、行政が町民所有の山林を購入または寄附を受け付けて、町行政にて維持管理をされるという大胆でまた画期的な事業を今年の 4 月から始められました。

近年、農業の後継者不足も深刻化しておりますが、もっと深刻なのが山林所有者の意識の希薄化

と、そして山林離れが多くなっていることであります。

山林に対する意欲の低下は、木材価格の低迷による価値観の低下が大きな要因と思われますが、年々山林に対する意欲は低くなるばかりであります。山林所有者の中には、山林の境界はおろか、どこにあるのかも分からないという若い世代の相続者も増えております。

こうした状況の中にあって、山林の政策上の未来像を描いても思うように事業展開ができなく、机上のプランで終わってしまうことが懸念をされます。したがって、将来の山林行政を真剣に考えるとき、こうした山林に興味やまた執着心のない所有者、こういう方々が増える中であって、山林経営管理制度の活用も踏まえ、それらの山林の市有化——市が持つことでございますが——市有化について検討する必要があると思われます。

本市におきましては、現段階では切迫した状況ではありませんので、今はそういうことは考えられませんかもしれませんが、将来的には真剣な議論が必要になる時期が来るのではないかということ想定いたします。

そこで、先般の佐用町の状況をお話しをいたします。

佐用町におきましても山林離れは同様で、頭も痛めておられました。佐用町では、二、三年前よりこうした議論を始められまして、令和4年度より、山林の不要な方や所有者不在の物件などを町が購入して維持管理をしていくという驚きの政策を掲げて推進をしておられるわけであります。

私たちは10月下旬に同町を訪問いたしました。4月から10月までという期間でございますが、当初の予定は、佐用町さんでは100ヘクタールを予定しておられましたが、実に4倍を超える460ヘクタールの寄附も含めまして売却の申込みがあったということで、議会でも急遽補正を組んで、そして売却希望の全面積を購入する手段で手はずを進めてみえるということでありました。

この事業につきましては、町長さんの実は強い思い込みがありまして、トップダウンでの事業であるということでもありました。

それは、平成16年の台風23号による大きな倒木被害を受け、町内の人工林はほとんど被害を受けた模様であります。せっかく手塩にかけて育ててきた木が無残にもなぎ倒され、山林所有者は被害の甚大さから手がつけられず、多くが放置状態となったようでございます。

そこへ加えて、平成21年の台風9号崩れの大雨でそれらの倒木が流出し、下流の橋桁に引っかかりまして川をせき止め、大規模な洪水が発生をした模様でございます。その洪水によって、町民の20名の方が亡くなられ、また1,000棟の家屋が床上浸水をするという大きな災害が起きたというのが一番の要因であったようでございます。

町長がいくら山林所有者に呼びかけて、何とか倒木の山を処理してほしいというようなことで話しかけられましても、なかなか所有者の方々、動いていただけないということから、このまま放置しておきますと、こうした災害が二度三度と起きかねない、ここは町が何とかしなければというこ

とで、この判断をされた模様であります。

悲惨な大災害があったことから、町有化については町民の皆さん方も理解を示され、議会においても賛同されて、町民の反対なしで推し進められるようになったということでもあります。

また、もう一つの理由には、外部の大きな資本が流入して、緑豊かな大自然の山林が独占開発されたり、また破壊されることを恐れ、今のうちに行政が支援することで町民に安心感を与えるということもあったようでございます。

また、取得に当たっての財源ですが、これが一番問題なんです、大半は同町が設置をしておられるメガソーラー施設の売電収益を充当するというようにしておられます。こうした財源があるということは大変有利なことではございますが。

また、森林環境譲与税も活用されているようで、この譲与税を取得、購入に使うということについては、そういう趣旨にはなっておりませんので、県や、また上層の関係機関へ相当折衝をされまして、そして、この譲与税も取得に使うということもされておるようでございました。

また、佐用町では、「購入」という表現はいかなんかということから、「引取り」という表現で表しておられまして、町民の皆さんや、また他の関係機関へも、一応、そういった配慮もされておられるようでありました。

佐用町の人口でございますが、4,000人で、郡上市の10分の1、また山林面積は2万4,000ヘクタールで、本市の4分の1というような規模ではございますが、人工林が50%の1万2,000ヘクタール、町有化については、人工林だけでなしに、天然林も関係なく引き取られるようであります。

価格については、1ヘクタール当たり約30万円ということで、もちろん山の状態にもよりますのでいろいろ差がついてきますが、それを基準に設定されているようでありました。

その引取りの中で問題になるのが境界の問題なんです、この境界の問題については、山林所有者の関心が低いことから、境界でのトラブルもあまり起きないというようなことで、引取りについてはあまり問題がないというようなお話でございました。

また、引取り後の維持管理でございますが、当町の森林組合へ委託をされまして、まずは倒木の処理といいますか、そして最低限の管理を進めて、災害の起きない状態にすることに力を入れておられるようでありました。

現段階でのことをお聞きますと、今、460ヘクタールの申込みがございましたが、今後も引取りは続けられるようで、町としても有効な町の財産として将来へ受け継ぎ、いつの日か町のために役立ててもらい楽しみを残すということでありました。

以上が佐用町の現状でございます。

そこで、広大な面積の郡上市においてはかなり難しい判断だとは思われますが、近い将来にこう

した対策を真剣に議論しなければならないときが来ると私は想像をいたしております。

そこで、市長さんにお尋ねをいたします。

本市においては、山林に限らず、不動産の寄附等につきまして、よほどのことがない限り、受けないというような方針でおられるというふうに思っておりますので、購入など到底考えられない状態だと思いますが、以上いろいろな点を申し上げまして、あえて、将来を見据えた上で、市長さんのお考えをお聞きしたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（田代はつ江） 原喜与美議員の質問に答弁を求めます。

日置市長。

○市長（日置敏明） 原議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

委員会視察で兵庫県の佐用町という町へお行きになって、そこで取り組んでいる、言わば山林の引取制度、そういうものを見聞して来られての御質問というふうに承りました。

佐用町が、今、そういう取組をしておられるという、その根底には地域の切迫した事情というものがある、かつて大きな災害で倒木をした。そして、それがその後のまた災害で、流木となって橋桁を塞ぐとか、そういうようなことで大きな災害をもたらした。確か私の記憶では、佐用町は避難の途中で——夜中だったでしょうか——そういうときに多くの人命が失われたと記憶をいたしておりますが、佐用町にとって、山の管理が言わば行き届かないためにそういうふうになったということについては、本当に町の当局者にしてみても痛恨の極みであったというふうに思いますし、そういう中で、その後、いろいろ住民の皆さんに、森林管理ということ、倒木の処理、そういうことを訴えてもなかなかうまく進まないという中で、それならば町が寄附を受ける、あるいは適正な価格で引き取って、自ら森林管理を森林組合等に委託してやろうという一つの仕組みをお考えになったということだと思います。

目的は、したがって、災害防止ということ、また、それから、もう一つの理由としては、海外資本等がその山林を買い取られて、やはり地域社会にとっては不都合な利用の仕方をされたりとか、いろんな事情が出てくるということを防ぎたいということもあるということも分かりましたが、それを郡上市に引き比べてみた場合にどうするかということだと思います。

私も、もし郡上市にとって、この場所は何としてもいろんな手だてを講じて最後は市が買い取る、引き取るというような形でなければ防災対策ができないというような、急所のようなところがあるとしたら、それは個々のケース・バイ・ケースによって買い取るということもあり得ると思います。

しかし、制度として、これだけ広大な山林を抱えている郡上市が、一定の価格で買い取りますよと、あるいは寄附を受け付けますよという制度を、今、まだ、やるのには早いというふうに思います。

というのは、現在、森林環境譲与税等を使つての森林経営管理制度という制度がございます。これは、所有権を移すのではなくて、一定期間市に対して森林の経営管理を任せたいという森林・山林所有者に対して、一定期間を限って間伐等の整備をします。そして、一定の整備をした後は、また所有者にお返しをするというような制度でございまして、これを今、郡上市は一生懸命進めております。おかげさまで、所有者の御理解も頂いて、令和元年度からこの制度の取組を始めておりまして、相当進めてきております。私は、当面はやはりこうした制度を活用して、そして、郡上市の山を災害上心配のない山にしていくということが必要なのではないかとこのように思っております。

今、山林離れとかいろんなことはありますけれども、山国郡上の森林・山林を所有している人が、困ったら市に売ればいい、寄附をすればええと、わしらは山のことはもう知らんというようなことでは情けない話でありまして、やはり土地を所有しているということは一定の社会的責任を持っているわけですから、しっかりやはり考えていただいて、自らが管理をするあるいは自分で管理できなければ管理できる人に委託をするとか、あるいは民民の取引があってもいいと思います。自分の所は、もう自分の代としては、山林経営、管理をしないので、誰かやる人がいればということで、民と民の取引もあってもいいと思います。

いずれにしろ、そういうことで、なぜこう申しますかというやはり、先ほど御指摘もありましたけれども、郡上の山を手広く、要らない人はどうぞ寄附してくださいあるいは売ってくださいというような制度に手を広げることは、財源の問題からしても、今の段階では非常に難しいというふうに思っております。

今、国のほうで、相続した土地を、自分ではもう管理しないので国庫に帰属をさせると、こういう制度も始まってまいります。しかし、これも、国のほうも非常にしっかりしておりまして、寄附をするといっても、ただでは受け取らない。一定の期間の管理費を納めるなら受け取るというような、言わば支度金もつけてよこせというような制度であるというふうに思います。

そして、また、外国の資本がいろんな目的で国内の山林を買い占められるというようなことを多少なりともチェックしようという形で、岐阜県には水源地域についての岐阜県水源地域保全条例というものがございまして、いろんな森林の取引をするときに、山林の取引をする際に、一定のチェックないしは指導・助言等をする制度がございます。これは、「水源地域」というふうになっていますので、言わば公的な水道水源等の取水源を中心にして、ほぼ半径2キロメートルぐらいの範囲の林班を指定しているということで、郡上市は非常に岐阜県の中でも一番たくさんと言ってもいいほどの水源地域をそういう形で指定してもらっておりまして、そういうチェック体制も整えているということでございますので、今申し上げたような制度の中で、防災上も、あるいは海外資本に知らないうちに郡上の山林が買い占められて、あと将来困るようなことのないように努めてまいりたいというふうに思います。

(8 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 原喜与美議員。

○8 番（原 喜与美） ありがとうございます。よく分かりました。佐用町と郡上市では規模が大分違いますので、また佐用町の取られております政策は、私にとっても究極の政策ということで解釈はさせていただいておりますが、遠い将来、こうしたことを郡上市でも検討しなければならんというときが来るのではないかということから、市長さんにお尋ねをさせていただいたわけでございます。

清流長良川の源流域であります郡上市にとりましては、良質な水源涵養地でございます。この自然豊かな山林を守るのは、今、市長さんおっしゃいましたように、所有者の私はやっぱり務めだというふうに思っております。簡単に手放しをされるようではちょっと困るという意味で、市民の皆さん方にはやっぱりそうした務めもお願いはしていかなければならないと思いますが、いずれにしても、私の思いは、清流長良川の源流域にある郡上市がしっかりこの水源を守らないと、下流域の皆さん方にも迷惑をかけるんだと、郡上だけの問題ではないんだということで、そのことを認識していただければということで、市長さんも同じお考えですので私は安心いたしておりますが、この先もしっかりと自然を守る手だてにつきましては対策を講じて、しっかりお願いを申し上げまして、この質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

スマート農林業の推進につきまして、スマート農業については、いろいろな機械や機具が開発されております。その中で、ドローンの使用が最近注目を浴びてきております。

このドローンを操縦するには、その操縦技術を習得する必要があるがございます。習得する料金、受講料について、助成がしていただけないかということでお尋ねをいたしますが、よろしく願いをいたしたいと思います。

農林業の労働力不足や、規模拡大に伴う最新技術を利用したスマート農林業の推進が叫ばれております。そうした中であって、労働力不足を解消するため、ドローンの活用が注目を浴びており、ドローンの活用も既に始まっておる状況であります。

ドローン进行操作するには、ドローンの操縦をするための操縦技術が必要であり、資格・技術を取得するための講習を受けなければなりません。

幸いにしまして、市内にはドローンの操縦資格・技術を取得するための講習を行ってみえる事業者がおられます。その事業者の方にお聞きしましたところ、既に郡上市内でも、消防署職員の方々を中心に 10 名以上の方が受講を修了され、操縦のライセンス資格を取得されているようであります。

業者の方にお話を聞きますと、素人の方でも三、四日の講習で操縦技術の習得はできますよとい

うお話でありました。

そこで、受講に対する費用でございますが、講習には3つのコースがあるようでございまして、基本コースと夜間運用などの特殊コース、そしてまた、農業などに関係しますが、薬剤などを散布する産業用コースの3つがあるようでございます。農林業には、この3つのコース全部受講する必要があるということで、全コースの受講が必要とあるようでございます。

そこで、受講料につきましては、全コースを受講いたしますと、現在では——これをお聞きしたのは夏頃でしたので、ちょっと今変わっておるかもしれませんが——24万2,000円ほどが必要だというお話でございました。講習は、3コース全部受けますと、4日間、日程が必要となるようでございます。そのほかにも登録料などの諸費用が若干必要でもあるということで、費用はそれがかかるようでございます。

同事業所の方にお聞きしますと、ここでは2017年より講習を始めておられまして、これまでに県内外、特に郡上市外の方が多いようでございましたが、500名以上の既に受講者、いわゆるライセンスの資格取得者を輩出されているようであります。

業者の方々が申されますには、今年の12月5日——今月12月5日でございますので、もう既に始まっておりますが——免許制度が開始されるということで、もう既にスタートしておりますが、この免許制度につきましては実は3か年の猶予期間が設けられているようであります。そうしたことから、正規に免許制度がスタートする前に、今のうちに受講し、ライセンス資格を取得しておけば、これは大変調子がいいよというふうに業者の方は言われておりました。私もそのように感じまして、これは早いとこライセンス資格を取ったほうがいいなというふうに感じておるところでございます。そこで、操縦資格・技術の受講に対する支援を行って、早い時期にドローン操縦ができるような方々を増やしておくということも得策ではないかというふうに考えておるわけでございます。

今申し上げましたように、今月5日より既に免許制度がスタートいたしております。3か年の猶予期間があるということでございますので、今のうちに取得をしておけば、正式な免許制度が開始されましても、いわゆる移行期間に取得したということで、書き換えか何かの手続で対処できるということだと思いますが、そういうことで、実はこの受講に対する受講料の一部を御支援していただければありがたいということで、御見解をお聞かせいただきたいと思います。担当部長、よろしく願いをいたします。

○議長（田代はつ江） 田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、お答えをさせていただきます。

まず、農業分野につきましてはドローンの活用というところについて、まず御紹介をしたいと思います。

農業用のドローンにつきましては、市内の大規模農家を中心にしまして、現在7軒が導入をして

おるというような状況でございまして、農薬散布等に活用しておるというような現状でございます。

また、数軒の農家が導入を検討されておまして、今後さらに導入が進むというような見込みでございます。

今、原議員のほうから御紹介いろいろありましたけれども、基本的にはドローンを飛ばす際には免許や資格は特に必要ないということですが、ただし、やはり安全に飛ばすということの中で運行ルールというものがございます、この運行ルールに従って個人でドローンを飛ばすことが許可をされておるということです。

ただ、この運行ルールですけども、法律や条例等で細かく定められておまして、例えば、航空法に基づいて、飛行が規制された地域での飛行でありますとか農薬散布などの飛行には国土交通省の許可、また承認が必要ということでございまして、申請する必要があるということになっております。

また、ドローンで農薬散布を行うためには、特定団体の資格、免許、ライセンス等の取得義務はないんですけども、ただし、先ほど申し上げましたとおり、航空法に基づきます飛行の許可とか承認が要るということでございまして、飛行に当たって、一定の技能、それから飛行経歴を有することが必要とされておるということでございまして、こうした技能、飛行経歴については、国土交通省のホームページに記載されております講習団体等で取得することが可能ということで、先ほど御紹介されたような団体もこうしたところに入っておるということでございます。

そして、こうした当該講習団体の検定や資格に合格している場合は、飛行許可、承認申請の書類の一部を省略することができるというようなことになっております。

そのほかにも、農薬散布等については、無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドラインというものが定められておまして、農薬の空中散布を行うものが、安全で、また適正な農薬使用を行うための参考とする目安が示されておるということで、これに従って行ってくださいということになっております。

それで、民間講習団体による検定による資格で農薬や肥料散布は可能です。これに加えて、12月5日から、今、議員がおっしゃられました、国が認めますドローンの操縦ライセンス制度もスタートしたということでございます。

このライセンス取得者については、現在禁止されています有人地域の上空を補助者なしで目視外飛行——これ、レベル4と呼ばれる飛行になるんですけども——そうしたことが可能になるということでございまして、ドローンの活用幅が広がるのではないかとということで期待されておるというものでございます。

現在、農業関係では、ドローンの資格の受講に対する補助というものはないんですけども、農業用のドローン本体の購入支援については、県の補助事業でありますスマート農業技術導入支援事業

がありまして、こちらで支援を行っておるということでございますので、こちらについては、また農務水産課のほうまでお問合せを頂きたいというふうに思っております。

また、今、議員のおっしゃられた必要な資格の取得支援については、今後、導入等が進むということもありますので、国、県の補助制度なども検討しながら、市としてもまた考えていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

それと、林業分野についてですけれども、基本的には飛行とか運行については農の部分と同じということでございまして、林業分野でドローンの活用が想定されるケースとしましては、苗木の運搬でありますとか種子散布とか、獣害モニタリングとかレーザー計測などが考えられるということでございます。

資格取得の支援については、こちらについては、現在、郡上市の林業技術者育成・確保事業補助金というものがありまして、こちらで講習会等の受講についての経費を支援しとるというものでございまして、経費の2分の1以内、1人当たり上限10万円を支援しとるというような制度を設けております。

また、機器の購入支援についても、郡上市のスマート林業技術導入支援事業補助金で、ドローン本体と、ドローンを活用して森林情報管理システムの導入経費、これについて、2分の1以内、1事業者当たり50万円を支援しとるというような制度を持っております。

市では、今後、ドローンをはじめとしますスマート農林業の機械技術の導入についても、事業者の作業の効率化でありますとか人材不足の解消など効果が期待できるものについては、導入や技術の取得の支援を考えていきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

(8番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 原喜与美議員。

○8番(原 喜与美) ありがとうございます。私の認識不足で、手厚い内容で既に事業がされておるということで感謝を申し上げます。

特に、ドローン本体の購入に当たっての支援等が見ていただければ、資格の取得よりもっと事業者にとってはありがたいことでございますので、今後もスマート農業推進に当たりましては、こういった支援をひとつよろしくお願い申し上げまして、この質問を終わらせていただきます。

若干時間を残しましたが、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(田代はつ江) 以上で、原喜与美議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時20分を予定いたします。

(午前10時06分)

○議長(田代はつ江) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎発言の訂正

○議長（田代はつ江） 最初に、原議員より発言を求められておりますので許可いたします。

8番 原喜与美議員。

○8番（原 喜与美） 8番 原です。時間をいただきまして誠に申し訳ありません。

先ほどの私の質問の中で、佐用町の人口を4,000というふうにお話をいたしましたが、佐用町は3つの町と合併されて今の佐用町ができておりまして、今は1万5,000の人口ということで、4,000というのは合併前の人口でございましたので、おわびして訂正をします。よろしくお願い致します。ありがとうございました。

◇ 野 田 勝 彦 議 員

○議長（田代はつ江） それでは、9番 野田勝彦議員の質問を許可いたします。

9番 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） 日本共産党、野田勝彦でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願い致します。今日は大勢の傍聴の方もいらっしやいまして、年がいもなく緊張しております。どうかよろしくお願い致します。

また、欲張って3点も準備をいたしました。時間がなくなるかもしれませんが、できるだけ手短かに申し上げます。

第1点は、あえて、教育としてという枕言葉をつけまして、学校給食のさらなる充実を求めるという内容で3点ほど伺います。

前回、質問が時間切れでできなかった、教育長のほうには大変失礼をしましたけども、その質問から始めさせていただきます。

この前もグラフで示させていただきましたけども、いわゆるネオニコチノイドと、以下、ネオニコと省略しますのでよろしくお願い致します。このネオニコの系統の農薬というのは、本当に今、世界的に大問題になっていると。とにかく動物の、人間のみならず、いろんな小動物も含めて脳神経に大きなダメージを与える、これは明らかになってきているわけであります。

このネオニコの使用と子どもたちの発達障害、特に神経系、脳神経に関する発達が極めて高い、相關関係にあるのではないかと、そういう研究が多く発表されております。

9日の日でしたか、7番議員のほうからこの一般質問の中で、不登校児童生徒が急増していると、こういう指摘がありまして、教育長のほうから詳細な答弁がございました。その不登校児童生徒の急増とネオニコの出荷量、生産し、それを商品として出荷する量が極めて高い相關の関係にあるわ

けです。これは、明確に因果関係とはいえませんが、まだそこまでは言われておりませんが、非常に濃厚な関係があるということが指摘されているわけです。

ラットを使つての動物実験でも、脳障害がもたらすいろんな異常行動と言いますか、これらが確認をされている。こういうところから、子どもの発達障害やそこから派生してくるのではないかと、いう不登校との関連性が、今、問題になっているわけです。

こうしたことから、成長期の子どもたちの学校給食については、ネオニコチノイド系の農薬も含め、当然ですが、また、それ以前に使われておった有機リン系の農薬も含め、これらは使わない方向の、いわゆるオーガニック食材、これへの転換は、いまや、もう無視できない状況ではないかと思うのです。

大変難しい問題かとは思いますが。農薬依存が非常に強い中ですから、今さらこれをなくすというのは非常に困難を伴うとは思いますが、しかし、子どもたちの発達や人間の生命に関わることから放置できません。ここは思い切って、そういう方向を取るべきではないか、その先導を切るのが学校給食ではないかと思えます。御見解を伺います。

○議長（田代はつ江） 野田勝彦議員の質問に答弁を求めます。

熊田教育長。

○教育長（熊田一泰） お答えさせていただきます。

学校給食においても、オーガニック食材を使用することは子どもたちが健康的な学校生活を送る上でよいことであると考えます。また、食育とか、健康教育にとってもよいことであると考えております。

課題となりますのは、今現在はオーガニック食材の価格が高いことでありまして、ここ数年、給食費の値上げをしなければ今までどおりの学校給食が提供できない現状の中で、保護者の経済的な負担が増大することを配慮いたしまして、可能な限り、安価で栄養価のあるメニューを工夫するなどの努力を継続して、給食費の値上げを回避してまいりました。

農林水産部農務水産課と学校給食センターが共同して取り組んでいる、いわゆる学校給食における郡上の大地を味わう日の取組も、地産地消となる市内農水産物の活用と学校給食を通した食育、郷土愛の醸成に有効であるとともに、賄い材料費の負担軽減につながっている上で、その教育効果は大変大きいと考えているところでございます。

そんな中で、現在は世界的な物価高騰による賄い材料費の増額分をコロナ地方創生臨時交付金で支援している状態でございます。

オーガニック食材の転換は、現在の学校給食システムの中では、給食費の値上げを避けては通れない問題であると考えております。

また、有機栽培でとられたものは、形がいびつであったり、虫が付いていたりする場合があるこ

とから、学校給食センターでは、品質のよいものでないと機器で洗浄したり、スライスすることができないことや、例えば虫が混入していた場合に給食停止などにしなければならないような問題につながることも考えられます。これらの課題をいかに解消していくかということも考えていかなければならないと考えています。

現段階では、オーガニック食材の価格や安定的な供給、品質等について、調査を継続していった、課題のクリアを可能かどうかを研究していく中で、できることなら、まず少しずつでも市内産の有機農産物を使用した学校給食の提供ができないか、検討していきたいと考えています。

(9 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 野田勝彦議員。

○9 番（野田勝彦） ただいま御答弁いただきました最後の部分、できることなら以降、そういう方向を目指したい。私も困難なことはもちろん承知しております。可能な限り、そういう方向を追及していただきたいと存じます。

今、郡上の大地を味わう日という取組が答弁の中で登場しましたけども、2つ目の質問は、この郡上の大地を味わう日についてでございます。

まだ4月から始まったばかりで、実施されたのも数回かもしれませんが、この評価、あるいは総括についてはまだまだ早いという気もしますが、ただ、まもなく1年たつわけですが、この間、やってみて分かったことは幾つかあると思います。こうした取組についての総括的なことは、もう今、来年度をどうするかということにきっと関わっているところだと思いますので、そういう方向も含めて今後どうするのか、総括と言いますか、反省と言いますか、これについて市長から伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたします。

この小中学校の学校給食における郡上の大地を味わう日というのは、議会からの御提言もございまして、今年度の実際の実施は6月からでございます。6月から来年の3月まで、回数にして10回ほど、10回ということになるかと思いますが、できるだけ郡上の農林水産物を小中学生の皆さんに味わっていただきたいということで、その分、保護者の負担をかけないで、予算的には1,488万3,000円という予算措置をしておりますが、これで郡上は大変おいしい食材を産する地域だということも小中学生の皆さんに理解をしてもらうというような狙いもあり、また、郡上市においても地産地消という狙いもございまして、そういうことで始めたものでございます。

鮎、アマゴとか、奥美濃古地鶏であるとか、そうした肉類、魚系のものと、あとは、やはり郡上で取れるニンジン、ダイコン等々、様々な野菜をお出しをしているということで、先ほど教育長が非常に物価が高騰している中で苦戦をしないとということでございますので、その分だけはせめて市

の負担で、保護者に負担をかけないで、おいしい学校給食を味わっていただくという趣旨でございます。

私も7月8日に川合小の学校給食に、1回だけは行きましたが、そのときは鮎が出ておりましたが、おおむね喜んで食べていただいたようですが、中には若干それが苦手という子もいたというふうには見受けました。

12月はまだやっているか、やっていないか分かりませんので、数回になりますが、学級担当の先生方に、この大地を味わう日はどうだというふうにアンケート調査をしております。その今までの実績では、子どもたちは、おおむね大変喜んでくれているというような回答ですし、それから、また、これは単に、そういう味わってもらおうというだけでなしに、生産者がどんな思いで、どんな苦勞をしてそうした食材を生産しているかということを動画を使ったり、いろんな形で、その都度、その都度、児童生徒たちに見ていただいて、そして、しっかりそういう食料の生産の現場、事情、そういうものを理解していただくようにしておりますが、そういうことについても、おおむね効果があるんじゃないかというふうに評価はいただいております。

そのほか、いろんな角度から聞いておりますが、先生方の評価も、いろいろ課題もあるという御指摘もございます。例えば、やはり食材によっては残す子どもたちがいるとか、そんなこともないわけではないんですが、それは必ずしも大地を味わう日だけの課題ではないかもしれませんが、ぜひ生産者の思いとか、そういうものをよく理解をして、できるだけ出されたものを、好き嫌いもあるかもしれませんが、しっかり食べるように指導したりとか、いろんな感想が述べられております。

私としては、やはりこれはそういう趣旨を持ったものでございますので、できれば来年度も続けたいというふうに思っております。

(9番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 野田勝彦議員。

○9番(野田勝彦) 先日も6番議員のほうから、この大地を味わう日については大いなるエールが送られましたところですが、ぜひとも、これは発展的に継続をしていただきたいと。その発展的という意味からすると、私、次の2つの意義があるんじゃないかと思います。

1つは、これは学校給食というのは、むしろ農業振興費として計上されているものですので、これからの方向としては、高級食材に限る必要もないし、豪華である必要も、それは豪華なほうがいいでしょうが、それに捉われる必要はあまりないと思います。郡上産の、郡上で取れる、郡上の農民たちが苦勞して作られたものが大切な食材になっていくということがこの一番の根幹ではないかと思います。

そういう意味では、まさに地産地消であり、先ほどお願いしましたオーガニックの道へもここから開けていく。こうでなかったら、なかなかオーガニックには開けていけないと思います。そうい

う点で、私はぜひ、これは大いに期待をしていきたいと。

2つ目は、その経費であります。今、申されたように、約 1,500 万円がこれにはかかっているわけですが、先ほど教育長も申された食材の値上げ分の経費も含めると、約 3,000 万円以上の経費を必要としているわけです。

実を言いますと、学校給食法第 11 条で保護者の負担とするというのは、事実上はもう終わっているんです。保護者からも負担していただいておりますけれども、市の財政をそれほど使っているわけです。そういう点では、第 11 条を超えたところで、今、給食が進んでいると私は思っております。

それを含めて、さらに 3 番目の質問ですが、結論を申しますと、改めて学校給食の無償化を何とか踏み切っていただきたい。これは、前回は 3 月議会でしたか、私、同じ質問をさせていただきまして、市長のほうから、要約しますと、法改正をして、国と自治体が協力をして交付税などで財源措置をきちっと的確に行うことで実施すべきであると、こういうふうな御答弁をいただきました。私は、この答弁はまさに正論であり、何も間違っていないし、この通りだと思いますが、よく言われるように、百年河清を俟つと言いますが、なかなか重い腰を上げないのが国の政策、そう簡単にはいかんと思いますが、しかし、こういう特別な事情の中で、地方創生の特別予算が流用できるということもあって、ここ一、二年、3 年の間に物すごい勢いで学校給食の公費負担が増えているわけであります。

今から 5 年前、2017 年になりますか、全国の自治体のわずか 4.4% が公費負担をしておりました。これは文科省の調査であります。その大部分は町村、人口規模の小さい町村です。市として行っているところは、ほんの 3 個くらいの数でしかなかったわけです。ところが、今年の 7 月末に調査をしましたら、何らかの形で公費を投入している、これは赤字財政を補うという点も含めてです。当然ながら郡上市も入っております。全国の 83% の自治体が公費投入をしているわけです。この流れは、私、そう簡単には後ろへは後退しないと思います。来年も物価高騰が続く、今年以上ではないかと、そういう予想もされております。ですから、様々な支援がどうしても必要になってくる。当然ながら、子育ての支援も必要になってくる。こういう中で、私は、さらに一層これは進めるべき事業ではないかというわけです。

そこで、今まで申し上げたこともちょっと重複するかもしれませんが、私、次 5 点にわたって、なぜ給食費の公費負担が必要なのか、あるいは郡上市はぜひともこれを実施すべきなのかを申し上げたいと思います。

1 つは、食育基本法の中で、はっきりと給食は教育であると宣言しています。教育であるからには、憲法第 26 条の規定に従って保護者負担は無償にすべきである。どうしても私たちは給食というと、家におっても食べるんじゃないか。それは親の家庭の責任だという、そういう発想から抜け

きりにくい。でも、給食は違うんです。会社の昼の弁当とは違うんです。そういう観点が、ぜひとも私は必要だと思います。

2つ目に、先ほど申しましたように、いつになるか分からない国の施策を待つのではなしに、出来ること、よいことは、市が率先してやるべきではないかと。これは、私たちはいい経験を持っています。医療費の18歳までの無料化は、郡上市は本当に先駆けてやりました。これは高く評価されて、今、これは次々とほかの自治体でも追随しています。私、これと同じではないかと思っています。そして、後からは必ず国がついてきます。こうした観点をもって、私は思い切って自治体のほうから事業を進めていくべきである、困難ではあるけどもやっていくべきだろうと思っています。

3つ目です。昨今、家庭の経済的な状況というのは、いろいろあるでしょうが、大変困窮を極めている家庭も多いかと思っています。そういう中で、質的にも、量的にも、給食は子どもたちにとって大変大事な食事になってきている。これを、きちっと公的に支援するということは何よりも優れた子育て支援ではないかと思うんです。しかも、学校給食は、家庭の経済的事情は考慮しませんから、全ての子どもたちに等しく行き渡る。これこそ本当の意味で、私は子育て支援だと思います。

4つ目です。先ほど言いましたように、これほど無償化が進んでくる中で、このまま行っただけは、私、郡上市は子育て日本一とはもう言えなくなってしまう。これは悲しいです。ぜひともこの言葉は維持していきたい。

5つ目。前回の答弁でも、市長は今後の検討も含めて対応していきたいとおっしゃっております。その今後の検討も含めて市長の見解を伺いたいと思います。お願いします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） 議員の言われる5つの論点を示して、学校給食の無償化を早急に進めるべきだということでございます。

私もその趣旨等については大きな反対論を持っているわけではございませんが、ただ1点、学校給食法の11条を置いといてというところだけが、やはり私には気になります。と申しますのは、やはり学校給食費を無償化をしようしますと、例えば今年度の予算ベースで申し上げましても、従来の給食費を値上げしておりませんが、保護者の方には大体1億8,000万円ほど負担をしていたでいております。それに対して、先ほど申し上げた、実質、食材費に対する補助とも見えますけれども、先ほどの大地を味わう日ということで約1,500万円、そして、今年は特に食材費等も値上がりをしておるので、コロナ対策の地方創生臨時交付金という財源を使ってもいいから保護者の負担を軽減して、そして、実質上、給食費の食材の水準を落とさないようにと、こういう国のほうからの積極的なお話もございまして、そうした物価高騰のための給食費の公費負担として2,066万2,000円という形で負担をいたしております。

したがいまして、今年の予算上の食材費は約2億1,880万9,000円という数字が出ているんです

が、このうち保護者の負担は、先ほど申し上げました約 1 億 8,300 万円でございますので、おおむね 83.5%、そして、公費が、その 2 つの趣旨が違いますけども、合わせて 16.5%ということで、一部、もう既に公費による無償化の一部を実質的にはしているということも言えるかと思います。

ただ問題は、物価高騰によるものは国がちゃんと地方創生臨時交付金を出すから、財源の面倒を見るからそういうふうに手当てしてやってということですが、片一方のほうは、そういうわけではございません。

そういうことで、この義務教育の中で学校給食が非常に大切な教育の一環であるということであるならば、国もしっかりそのことを直視して、やはり、国も一定の負担をするので地方も負担してくださいと。そして、地方の負担はしっかり地方財政計画の中で財源手当てをしますというのが、あるべき姿ではないかと思っております。

今回、幾つかの都市が無償化を踏み切ったというニュースが流れております。例えば青森市なんかでは、人口 27 万人ほどの市ですが、今年、とりあえず臨時交付金で半年分、5 億円、しかし、来年度もやりますと言って 10 億円いるそうでございます。したがって、人口 27 万人ぐらいの都市でも、もし無償化すると、1 年間に 10 億円の財源を何らかの形で工面しなきゃいかんということです。私どもも、そういう意味では、ぜひ来年度も、すぐ物価は収まらないでしょうから、今年の臨時創生交付金のような手当をしっかりしてほしいということでございますが、そうすれば、それはできるというふうに思っております。

ちなみに、今年の 10 月に開かれた東海市長会では、学校給食について、このような提言をしております。

給食費は、学校給食法に基づき、食材費相当分を保護者の負担とすることが規定されている一方、実質的に無償化を実施している都市自治体が見受けられると。どんどん進んでおります。そういうことで、自治体間競争に発展している状況にあるが、都市自治体の財政力等による地域間格差が生じないよう、義務教育における学校給食の無償化を含め、国による統一的な基準を制定することと、この基準を制定するということは、当然、国も財政措置をするということを求めています。

そして、つけ加えて、今年度の物価高騰に伴う学校給食等に対する負担軽減については、臨時交付金等による支援を令和 5 年度以降も継続することと、こういう提言をいたしておりますが、これが全国市長会へいきまして、やや簡略化をされて、この前、11 月に決定をされた提言では、保護者の教育費負担軽減を図りつつ学校給食実施基準を満たす学校給食を提供するため、学校給食について財政措置を講じることと、これは同じことを言っているんだと思いますが、そういうことでございます。そしてまた、食材高騰に伴う財政支援措置を継続して講じることというふうに市長会としても要望はいたしております。

したがって、私どもとしては、本来、何回も言うようですけども、学校給食法とか、義務教

育における給食の在り方を素通りして、国が、今の学校給食法は別に地方団体が全額負担することを禁じているわけではないなどという消極的な態度でなくて、しっかり真正面から受け止めて、やはりそのことに取り組んでもらいたいというふうに思っています。もしこれで、全部自治体がそういうようなことでやってしまったら、国のほうは、地方の判断でおやりになっていることですからいいんじゃないですかと、別に禁止はしておりませんが、いわば、極言すると、おやりになりたければやってくださいみたいな、そんな制度に学校給食の負担問題が置かれるようになることは、やはり残念だというふうに思っております。

来年度、具体的なことをどうするかについては、よく検討をしていきたいというふうに思います。

(9 番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 野田勝彦議員。

○9 番(野田勝彦) 市長会のそういう 1 つの運動と言いますか、方向は、大いに賛成できます。私も納得できることであります。

しかしながら、最後におっしゃいました、国はそういう方向で、おやりになるならおやりなさいという、そんな方向でいくのかどうか。確かに国が動くということは大変難しいことで、いつのころか分からない状況の中で、やっぱり自治体の責任として、私はその方向というのは大事なのではないかと、それこそ、まさに 18 歳までの医療費無料化とよく似た状況があるんじゃないかと思っております。

時間もありませんので、次の大項目へまいります。

インボイスの導入で、郡上市はどう対応するのかという問題であります。

前回は、これはインボイス全般の質問をさせていただきました。今回は、市はどうなるのか、どうするのか。郡上市として、様々な物品を購入したり、あるいは、様々な事業や工事の契約をしたりすることがもちろんたくさんあるわけですが、その入札や取引や売買に対して、インボイスはどのように作用してくるのか、これをやっぱり明らかにしておく必要があると思います。

すなわち、端的に申しますと、契約事業者に対して例外なくインボイスを求めるのか。インボイスがないと、契約、取引しませんと言うのか、あるいは、インボイスがなくてもいいというか、必ずしも求めるものではないというふうに行くのか。もし、例外なく求めるならば、今まで免税事業者であった零細な小規模事業者に、新たに課税事業者になりなさいと迫ることになる。免税事業者を続けるわけにいきませんから。逆に、インボイスを求めない場合もあるというならば、市は、免税事業者分の消費税を負担しなければならなくなるはずですが。本来は、前の仕入れ業者が負担すべき消費税を市が肩代わりして負担しなければならなくなる。これは、ある意味では、私は市民に対する背任ではないかと。本来、払わなくてもいいお金を払わなきゃならんということになりますから。ちょっと極論かもしれませんが。こうした非常に悩ましい問題が降りかかってくるのでは

ないかと思います。

折しも、こういう問題が登場し指摘される中で、10月7日には総務省が通達を出しました。内容は、免税事業者であることを理由にして入札等から排除してはならないと言っております。すなわち、免税事業者をそのまま認めていく場合も、もちろんあるということです。排除してはならない。こういう通達と合わせて、郡上市はどういうふうに対応するのかを伺いたいと思います。お願いします。

○議長（田代はつ江） 加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） お答えいたします。

10月7日の総務省からの通知文書におきましては、競争入札において、いわゆるインボイス制度に関する入札参加資格を定めることについての考え方が示されております。

概要を申し上げますと、ちょっと分かりづらいかもかもしれませんが、地方公共団体が競争入札により契約を締結しようとする場合におきまして、適格請求書発行事業者でないもの、分かりやすく免税事業者と申し上げますけれども、これが契約の相手方となった場合に、当該地方公共団体に課せられる消費税の負担が増加すること等の地方公共団体にとって不利益になることを理由として、免税事業者を競争入札に参加させないことをするような資格を定めることができるかと、それに対して適当ではないと、議員さん御指摘のとおりでございます。

国からの通知は、地方自治法に基づきます技術的な助言ではございます。しかしながら、市としては、本通知に基づきまして、適格請求書発行事業者でないもの、免税事業者の方を競争入札に参加させないとするような資格を定める予定はございません。国の通知に基づいてという考え方でございます。

一方で、議員がおっしゃられますように、インボイスを求めないということは、消費税分を負担すべき会計におきましては、仕入れ控除をできない分の消費税を市が負担することになります。市民に対しての背任と思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、市といたしましては、法に基づく適正な対応を図ってまいると、そのような考え方でおります。

以上でございます。

（9番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） ちょっとコメントに困るような内容であります。総務省通達はもちろん順守していくと、もちろんそうだと思います。一方で、取引に際してインボイスを強制的に求めて課税業者になれということにもならないと、しないと。その辺は臨機応変にと言いますか、ケース・バイ・ケースと言いますか、こんなふうに理解したらよろしいんでしょうか。中小の零細事業者が困らないようにされることを、ぜひとも期待をしておきます。

それでは、最後になりますが、旧統一教会、正式と言いますか、最近は世界平和統一家庭連合と、本当に何を表明しているのか分からんような名前がついておりますが、どれをとってみても、ふむふむ、平和で家庭を大事にし、統一できている、否定できない言葉が並んでおります。

安倍首相の銃撃事件以来、本当に日本中を騒がせておる問題であります。

細かいことは省きまして、これについて2点質問を用意しましたが、併せて伺いますので御答弁をお願いします。

旧統一教会は、もともと教会の教の字は教えるではなしに、協力の協という字なんです。これがオリジナルであります。というのは、これは宗教ではないと、こういうイメージでそもそもは作られておるんです。それに対して、国民の前ではいろんな名前で登場します。最近はピースロードなんて名前も出てきてます。とにかくその数は、関連団体と称する数は二十幾つから三十幾つ、もっとあるんじゃないかと言われておりますが、すなわち市民や国民には分かりにくいんです。分かりにくいということは、自治体にも分かりにくいんです。ですから、多くの自治体は知ってか知らずか、講演会や様々なイベントや行事に後援とか、協力をしてきました。これが実態であります。

そこで、これが今、大きな批判の対象になっているんですが、郡上市はその後援や協力などが過去にあったでしょうかという質問です。さらには、もしあったならば、それはその後どうされたのか。

もう一つ、様々な物品を、なかば何と表現したらいいのか、強制的というのはちょっと語弊があるかもしれませんが、強引にと言いますか、売りつける行為が今まで行われてきて、その被害や、あるいは宗教2世と称する様々な困難な家庭の状況というのは、郡上市は調査をされたのか、されていないのか、あるいは、する必要がなかったのか、その辺の事情を伺いたいと思います。お願いします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） お答えをいたしたいと思いますが、旧統一教会関係のことでありますけれども、郡上市に対して、いわば、この関係の団体が、あとから思うとアプローチがあったのは、今年度のピースロードという、白川村を出発してずっと自転車で美濃市のほうまで回りますと。その際に、ピースロードという自転車の行進を後援してくれと、こういう話でございました。

趣旨は、後援許可申請書によりますと、新型コロナウイルスの早期終結と収束と世界の平和というようなこととか、郡上市をはじめとして、地元地域の郷土愛とか、地域の発展と幸福を願ってというようなこと、あるいは、新しい時代を担う未来の人材を育成するためにそういうことをやるんだというようなことであったようです。実際の計画書を見ますと、その計画を担う実行委員会は、県議会をはじめ、県内の市町村の議員さん約30名ほどが名前を連ねておられました。最後のほうに、事務局として、岐阜県平和大使協議会という名前の事務局の方が2名ありました。

事務当局のほうとしては、これを見て、趣旨から見て結構なことではないかと、コロナも大変だし、平和ということも大変だということで許可はいたしました。6月頃です。それで、許可はしたんですが、例の事件が起こったりして、その後、実施主体のほうから、今、ああいうこともあって、国内でお祭りのような、そういうイベントをやるということは控えたいと思うので、この行事は中止をいたしますと。したがって、後援申請も取り下げますということで取り下げられました。

経緯は以上のとおりでございまして、これまでも一度も、ピースロードは今年だけではなかったようですが、郡上市に対してはアプローチはございませんでした。

そのほかのことも、一切、後援とか、いろんなことも、郡上市は接点がございません。そういうことでございます。

それから、今、お話のございました、いろんな被害ということでありますが、現在までのところ、郡上市の生活相談、消費生活相談等には1件もございません。ただ、これが市だけでなく、県のほうへ、どなたか市民の方で相談にいらっしゃる方があるかもしれませんが、県のほうには三十数件の相談事項があるというふうに聞いております。しかし、県のほうは市町村別の内訳とか、何とかということは示せないということでございますので不明でございます。

今後とも、もし、市の窓口のほうにそうした件の相談があれば、相談を受けつけ、場合によっては適切な県の相談窓口であるとか、あるいは法律家の専門家の相談窓口もあるようでございますので、そういうところを御紹介をしたいと思います。

(9番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 野田勝彦議員。

○9番(野田勝彦) 詳細な御答弁ありがとうございました。本当に悩ましい問題ではあると思いますが、これからも慎重な御配慮をお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(田代はつ江) 以上で、野田勝彦議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時10分を予定いたします。

(午前11時02分)

○議長(田代はつ江) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時10分)

◎発言の訂正

○議長(田代はつ江) 最初に、日置市長より発言を求められておりますので、許可いたします。
日置市長。

○市長（日置敏明） 先ほどの野田議員に対する答弁の中で、数字の読み間違いをしておりましたので、訂正をさせていただきます。

地方創生臨時交付金を使つての今年度の物価高騰に対応する給食の支援ということで、正しくは2,062万2,000円というところを、2,066万2,000円というふうになって、4万円ほど違っていました。訂正をさせていただきます。すみません。

○9番（野田勝彦） ありがとうございます。

◇ 本 田 教 治 議 員

○議長（田代はつ江） それでは、1番 本田教治議員の質問を許可いたします。

1番 本田教治議員。

○1番（本田教治） 1番、本田です。議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

本日の一般質問は、市内の橋梁についてと、福島県会津市についての2点でございます。

1つ目の市内の橋梁についてですが、まず最初にお礼を言わせていただきたいと思います。

私が議員になる前の30年以上前から、私の地元、亀尾島の悲願でありました松ヶ瀬橋が今年度予算を付けていただきまして、令和7年度には完成の架け替えとなりました。市長をはじめ関係職員、そして御尽力頂きました諸先輩議員には、心中より感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

命と命を結ぶ架け橋、橋の尊さを肌身で感じており、このたびの一般質問となりました。

郡上市のホームページによりますと、市内の郡上市の管理する市道、橋梁は全部で約890橋、うち15メートル以上のものが255のようでございますけれども、その点検の頻度はどのくらいで行っているのでしょうか。

その点検結果にて、修繕が緊急に必要なと思われる橋梁の数は、市内でどれくらいあるのかお聞きしたい。

もう一つ、質問予定にありました勝手橋、いわゆる管理者不明の橋につきましては、全国27か所で9,000か所以上存在すると言われております。老朽化による事故につながる懸念もあります。

勝手橋は地域のデリケートな要素があり、今回の一般質問では調査不十分なので、今回はその部分を取り下げさせていただきます。

けれども、今後危険性などの状況について、状況によっては対応のほどよろしくお聞かせしたいと思います。

では、先ほど言いましたその890橋あるその橋の点検結果、修繕が緊急に必要なと思われる橋梁の数、市内はどのくらいあるのかお尋ねしますので、よろしくお聞かせいたします。

○議長（田代はつ江） 本田教治議員の質問に答弁を求めます。

小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） それでは、お答えをしたいと思います。

市内の市道橋の点検につきましては、平成 26 年度の道路法の施行規則の改正によりまして、橋長 2 メーター以上の橋梁に対して 5 年に 1 回の頻度で基本点検を基本としまして点検を行うこと、これが義務づけられております。

2 メーター以上の市道橋につきましては、現時点では 900 橋市内にはございます。平成 26 年度を初年度として行ってきました点検は、一応 1 巡目は終わりました、現在は 2 巡目の点検を順次実施しておるという状況でございます。

その点検につきましては、国の定めます道路橋の定期点検要領及び県の定める岐阜県橋梁点検マニュアル、これに基づきまして行っており、橋の健全度については 4 段階で判断をしております。

点検の結果につきまして、その機能に支障が生じていない、いわゆる健全であるというのが判定が 1、構造に支障を生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましいと判断されるものが判定 2 という橋梁は、この 1、2 がほとんどの状況でございます。

構造物の機能に支障を生じる可能性があり、早急に措置を講ずべきというのが判定 3 になりますが、この判定 3 の橋梁が現在市内に 59 橋ございます。

ただ、この橋梁の中でも、緊急に措置を講じるべきというのは、これは判定 4 になるんですけど、この橋梁につきましても、損傷の状況であったりそういったもの、あるいは、緊急輸送路や通学路になっているかという重要性、あとは迂回路の有無、第三者への影響、こういったことを総合的に勘案しまして、予算の範囲内で順次補修を行っている状況です。

なお、補修を行う際には、点検結果に基づきまして設計等を行い、工事の施工に当たっては地域の方々と調整を行った上で実施をしていきますので、当面数年はかかる状況ということでございます。その間は、これ一応定期的な点検は行っているという状況でございます。

この判定 3 の橋梁につきまして、これにつきまして先ほど言いました 59 橋ありますが、この中で現在架け替えや補修が完了しているものが 21 橋ございます。その中で、現在補修中であったり、架け替えをしているのが 8 橋あるということで、残りまだ 30 橋あるわけですけど、これらにつきましては、国の有利な制度等を使いながら計画的に修繕を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

（1 番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 本田教治議員。

○1 番（本田教治） 御答弁ありがとうございました。今日初めて部長からの答弁を頂きまして、内容を知ることができました。

橋梁調査、「明らかに路面が傷んでいるのに、調査後一体いつになったら修繕してくれるのかな」という話が本当に見受けられますので、そういったこのような情報は皆さん周知されていないので、もしあれなら自治会を通していただきながら、もう少しオープンに調査結果などの情報を公開していただくとありがたいなと思います。引き続きよろしくお願いいたします。

続きまして、長良川右岸の県道 61 号から国道 156 号への橋梁新設についてでございます。

郡上市抱えている橋がかなりある中で、また新設ということで大変かと思いますが、郡上市は清流長良川が流れておりまして、並行して国道 156 号があるわけでございます。今回質問させていただくのは、相生鈴原地区と千虎を結ぶ橋と、もう一つが西乙原と東乙原を結ぶ 2 路線についてでございます。

1 つ目の鈴原、千虎間でございます。私このようなものを準備してまいりました。

これが鈴原地区でございます。このように山のすぐ下にこの集落が点在しております。この丸で囲んであるところが集会所となっておりまして、一時避難所となっております。この赤い点線が県道 61 号でございます。

今回私がここでお願いするのは、ここにありますが、この赤い点線のところでございます。この延長上の長良川を渡るこの橋が、一番の川の幅が割かし狭くて、費用も抑えられるんじゃないかなという箇所がこの箇所だと。これは正式な図面ではありませんけれども、鈴原地区でも残っております。

この橋を渡りますと、ここに国道 156 号がありまして、急カーブとなっております。なお、この急カーブのこちら側にはホテル郡上八幡、商業施設がある、こういった地域でございます。

この私の調査では、平成 4 年 3 月、1992 年、今からちょうど 30 年も前から要望が出ているようです。もしかするとそれ以上からかもしれません。今の画像を見ていただければ分かりますけれども、この地域は道幅が大変狭く、道路を中心にして西側は崩落が相次ぐ山林と、東側は長良川鉄道が走っております。このようなところで道路の拡幅は困難を要する地区でございます。

災害時には、一時避難所は裏山の土砂で埋まり、避難所の相生公民館まで約 2 キロあります。その間の道路も、多分そのような避難指示が発令されるようなときには、山崩れ、崩落もあり、危険することが懸念される、そういった地域でございます。

近年、県道 61 号は、白鳥北部の方から道路の拡張工事が進んでおります。八幡に入りまして有坂の拡幅が終わり、続いて勝更、稲成間に予算をつけていただきました。また、その続きの腰細も、一部道路拡張の計画が進んでおります。

国道と並行して走る県道で、白鳥から下ってきました、大和まですばらしく整備されている道路が、八幡町に入った途端、西乙原を通り美並の一部まで難所だらけで、車両のすれ違いもできない箇所が割とございます。

今回質問の腰細地区隣の鈴原地区、そして鈴原地区の隣の中山地区、その間は先ほど説明したように、崩落の恐れと山林と長良川鉄道があり、道路の拡幅は困難に思われます。避難経路の一つとして、橋梁の新設を取り上げていただけないでしょうか。

過去には、橋を渡るためには長良川鉄道の踏切がないので、それは到底無理だということを過去耳にしたことがあります。その踏切も、越美南線当時の昭和 52 年から要望しておりまして、29 年も経過した平成 8 年の 11 月 30 日に、見事踏切も設置していただきました。その踏切を渡った先が、先ほどここに橋をつけたらどうだという箇所でございます。

その先ほど画像にもありましたけど、対岸の千虎の国道 156 号は、大変な急カーブとなっております、死亡事故も発生しております。その長年、カーブを取っていただくようお願いしておりますけれども、まだ動く気配は全くありません。

この今の橋の新設とワンセットで、その改良につなげていただいて、そういったことに動きになるかもしれません。そして、その橋を渡れば、先ほどありました商業施設もあります。現在、地域の地域づくり協議会が中心となって、相生の拠点づくりを行っているようです。そうなれば、災害時の避難所としても利用できるはず。そういったことを含めて、御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（田代はつ江） 小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） お答えをしたいと思います。

八幡町の鈴原と千虎間、西乙原、東乙原間の橋梁の新設ということでございましたが、これらにつきましては、相生地区の自治会連合会をはじめ、関係する地区会の方々から、これまでも自治会の要望として、市のほうに御要望を頂いております。

この要望を頂いております関係地区につきましては、ただいま議員のほうからもお話がありましたように、主要地方道の大和美並線、こちらにつきましては道路の幅も狭い箇所もありまして、雨量規制があることで、大雨の際にはたびたび通行ができなくなるというような状況であります。

市としましては、管理をしていただいています県に対しまして、道路拡幅などの改良要望、これを行っており、現在県におきましては、先ほどお話もありましたように、勝更と向中野の間の改良、あるいは西乙原地内の改良事業を鋭意進めていただいておりますという状況でございます。

また、並行します国道 156 号ですが、御存じのとおり、八幡町の稲成から美並町の三戸間、ここが雨量の規制によりまして通行止めとなるのが、国のほうに対しまして、この規制区間の解消についての要望、これを行っております。国や関係機関におきまして、これに対する検討を行っているということでございます。

地域の方々にとりましては、お話があった災害時の避難のルートの確保、あるいは孤立の解消であったり、生活道路の確保、こういった観点からこの問題の解消をするためには、橋梁の新設とい

うことで切望されていること、これは市としても承知をいたしております。

この橋梁の新設ということは、地域の方々の利便性、あるいは長良川の両側を結ぶ交通路ですね、こういったことが求められる橋であるという認識はしておるわけですが、市としましては、財政的にも厳しい状況でもありますし、先ほど御説明したような既存の橋梁の長寿命化、こういったためにも必要という中で、この新設については、今後の課題として関係機関との調整を図っていきたい、そういうことを行った上で、市として一番いい方法を研究していききたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(1 番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 本田教治議員。

○1 番(本田教治) 御答弁ありがとうございます。部長、一番いい方法は橋を架け替えるというふうに思ひますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

財政の厳しいことは本当に承知しております。でも何十年、本当半世紀にもわたってのいろんなところの要望、やっと今実現しているところもあります。そういった意味で、まだまだ腰細、鈴原、千虎間の橋は引き続き要望してまいりますので、どうぞよろしくお願ひしたい、そう思ひます。ありがとうございます。

橋梁新設の2つ目の質問でございます。

西乙原と対岸の東乙原間の橋梁についてでございます。

この地区は、昨年八幡議員4人で視察もさせていただきました。今日までの経過を説明させていただきますと、昭和49年4月に、郡上広域行政事務組合に要望を提出したところ、翌年の1月にし尿処理施設建設に伴い、橋梁建設という話が参りました。

しかし、それはいろんな事情がありまして廃案となりましたけども、再度昭和61年、要望書を提出し、平成元年には陳情書の提出、平成30年から現在まで西乙原の定期要望、令和2年から本年まで、相生自治会連合会の定期要望となっております。

また、当時の昭和の町会議員も、数回一般質問を行ってみえるのではないかとということも聞いております。

同じように、この要望は東乙原からも出ております。相生の法伝橋というところがありますが、その法伝橋から美並町の新美並橋までの約6キロの区間には橋がなく利便性に欠け、そのことにより人口の減少、産業衰退の一因、そういうふうになっていることもあります。

さらに、災害時の避難時、迂回路、孤立集落の解消などからも必要不可欠で、もはや相生地区全体の悲願でもあります。

＊

また、今年 11 月には、西乙原にオートキャンプ場がオープンいたしました。このキャンプ場は、地域の方が深く関わっております。キャンプ場のオーナーは、観光立市郡上にも貢献できたら、そんな思いも聞いております。

そして、保育園、中学校、今言ったキャンプ場、工場もあり、そして隣接する地域の方々も、このたびの橋梁新設を強く望んでおります。災害時の避難経路、経済、人口増加策、これももう半世紀近くも要望しております。悲願の西乙原、東乙原間の早期の橋梁新設について、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） お答えをしたいと思います。

ただいまのお話がありました西乙原、東乙原間の橋梁の新設ということでございますが、これは先ほどもお話がありました橋と同様、相生地区内の長良川を渡る橋ということでございますが、こちらにつきましても、先ほど申し上げたとおり、右岸側の県道改良なかなか厳しい状況であるということで、これまでも県に対しまして、市のほうからも御要望はさせていただいているところでございます。

しかしながら、当然のことながら、この橋梁を架けるということには、やはり膨大な事業がかかります。こういったこともあり、以前から地域の方々の御要望も頂いているところでありますが、いずれにしても先ほどの橋梁と同じく、これに対する必要性ということは、市としても十分に理解をしている状況ではありますが、事業を進めていくということになっては、いろいろなことに関しての条件も、関係機関の中で対応策として一番いい方法というものを検討した上で、橋梁についてのことを考えていかなければならないという状況ではありますので、先ほどと同じように、引き続きこちらにつきましても、対策に対するいい方法をということで、市のほうも研究していきたいという思いがありますので、よろしくお願いしたいと思います。

（1 番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 本田教治議員。

○1 番（本田教治） ありがとうございます。鈴原と西乙原、相生地区の長きにわたる、単なる利便性の話じゃなく、命と命をつなぐ架け橋でございます。どうか引き続き最もよい対応策を

考えていただきながら、引き続き御検討よろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。

大項目 2 つ目の福島県会津若松市について質問させていただきたいと思います。

凌霜隊顕彰会の存続と、会津まつりへ凌霜隊の会津藩公行列参加の経緯と経費について伺いたいと思います。

今年の 9 月 22 日より、2 泊 3 日で会津まつりへ凌霜隊として私も参加させていただきました。現在の凌霜隊顕彰会も、時代の流れで高齢化が進んでいるようでございます。この継承について、市としてどのようにお考えか伺いたい。

会津まつりの大規模な祭りに圧倒されましたが、会津まつりへ凌霜隊の会津藩公行列に参加するようになった経緯について伺いたい。

また、この会津まつりは第 70 回となります。凌霜隊も当初から参加されていたのか伺いたい。

それと、会津までの移動手段に約 500 キロで、時間にして所要時間 7 時間とかなりの長旅でございます。経費の削減のためとは思いますが、移動車が特一というネームでしたので、リムジンかと思いましたが、ハイエースでございました。ハイエースに約 10 人、体格のよい方の乗客の移動はかなり過酷なものでございます。

運転手も若い、運転に堪能な観光課の職員で、事故がないように気を遣われたり、車が揺れないようにハンドルを握っての長距離運転で、本当にお気の毒だなというふうに思いました。

向こうに着きまして、宿泊も相部屋の旅館ではなく、安価な個室のビジネスホテルにして、公費を充てての旅行会社に全てを任せるようなことにできないものか、担当部長に伺います。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（田代はつ江） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、郡上藩凌霜隊顕彰会についてであります。

この会は、昭和 60 年 4 月に凌霜隊の顕彰を図ることを目的といたしまして、凌霜隊の活動を理解し、認識するための広報活動や凌霜精神の高揚などの事業を実施するために設立された団体でありまして、会員は、正会員、準会員、賛助会員で構成がされております。

現在、会の中心的役割を担う正会員の方は 10 名で、記念碑の清掃や慰霊祭の開催、会津まつりへの参加など、主な活動とされておりまして、その平均年齢は 67 歳であります。

会の発足後には、正会員が 130 名在籍していた時期もあったということをお聞きしておりますが、近年では会員数の減少とともに、会の活動も縮小傾向になっているということのようであります。

市といたしましても、平成 22 年の郡上藩凌霜隊 140 年記念事業の開催や、平成 23 年の会津若松や那須塩原での郡上おどりの披露など、顕彰への取組を行ってきたところではありますが、今後も

顕彰会の活動を広く知っていただくために、郡上おどりの縁日踊りとして開催される凌霜隊慰霊祭を通じたPRや、歴史の検証と継承を目的とするその他の団体等とも連携をしながら、郡上藩凌霜隊顕彰会への賛同者確保のための活動というものを支援してまいりたいというふうに思います。

また、本年度本田議員にも御参加を頂きました福島県会津若松市で開催された会津まつりにつきましては、1953年、昭和28年に第1回が開催をされ、今年で70回目を迎えております。

三日間の開催期間中は、その来場者が約30万人と言われておりまして、中でも祭りの主要行事は、会津藩公の行列と言われる、会津で武家生家に始まった鎌倉時代から、江戸・幕末までの歴代の領主や藩主などとして、総勢500人ほどの参加者が武者姿に扮して町なかを練り歩くものでございます。

郡上市は、戊辰戦争150年の節目に当たる平成30年に初めてこの祭りに参加をしております、戊辰150年、ゆかりの地として会津藩とゆかりのある郡上市にも参加の呼びかけを頂いたものでございます。

会津戦争で最後の砦となった鶴ヶ城におきまして、会津藩士らとともに戦った郡上藩、凌霜隊にも行列参加の依頼があったことが経緯であり、郡上市からは隊長の朝比奈茂吉役をはじめ、副隊長の坂田林左衛門役など、凌霜隊の隊列を編成するため、日置市長を含め10名ほどが現地を訪問し、また、行列には関東の凌霜隊ファンの方も加わっていただいて、今参加をしております。

今までこの祭りには、平成30年、令和元年、令和4年の3回の参加をさせていただいております。現地までの移動手段につきましては、議員言われましたとおり、これまで10人乗りの公用車で高速道路を利用し、移動しているものでありまして、運転は市の職員が交代しながら、休憩を挟み交通安全には十分注意しながら、現地を訪れている状況でございます。

また、宿泊施設につきましては、毎年まつり当日の混雑に備え、会津まつり協会事務局が手配をしているものでありまして、和室タイプで1室8畳から10畳程度の部屋を二、三名で利用する宿泊施設を紹介をさせていただいております。

今後、郡上市から訪問者の増加や交通安全の確保が困難と判断される場合には、移動手段の変更も考える必要があるというふうに思っております。

なお、宿泊施設につきましては、今申し上げましたとおり、会津まつり協会事務局からの紹介でもありますので、今後、施設の変更などにつきましては、事務局に一度相談をしてみたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

(1番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 本田教治議員。

○1番(本田教治) ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

続きまして、会津若松市友好都市、交流市への格上げについてでございます。

市長にお尋ねいたします。

現在、本市と交流都市は友好交流で、東京都港区、三重県の志摩市、石川県七尾市、福井県の大野市、丹波篠山市となっておりますけれども、会津若松市との友好交流協定締結のお考えはないでしょうか。

市長におかれましても、会津まつり開催の9月22日には、第70回会津まつり交流都市懇親会、23日には藩公行列、24日は記念式典と、ハードな3日間を過ごされました。このようなおもてなしや行事に参加されていることも踏まえて、友好交流都市として協定締結され、今後の観光事業にもプラスにならないでしょうか。市長、お答えをよろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） 今年の会津まつりには、本田議員にも参加をしていただきまして、共に4キロほどの道のりを行進をしていただきました。ありがとうございます。

会津若松市との関係ですが、これは友好交流協定というようなものを結ぶかどうかということとはともかくとして、幕末のといいますが、戊辰戦争以来の凌霜隊の御縁というようなことで、平成23年の東日本大震災のときにも、当時、浜通りの原発の被害を受けた町村の方々が、多く会津若松市へ避難をされていたということもあって、物資を送らせていただいた、会津若松市に対してですね、ということもございましたし、その秋だったかと思いますが、そうした震災の被害を受けたところに対する激励とか、いろんな意味もあって、那須塩原温泉、あるいは会津若松、鶴ヶ城、そういういったところで郡上おどりを奉納すると、こういうことも、保存会はじめ関係者の皆様とともにやってきたわけでございます。

私としては結論から言いますと、交流協定を形式ばったものを結ばなければならないというものではございませんので、現在でも、例えば東氏のふるさとである東庄町であるとか、あるいは高鷲を母村と言っている北海道の下川町であるとかですね、あるいは青山氏の発祥の地でもといいますが、苗字の発祥の地でもあるかとも言われている、群馬県の中条町であるとか、そうしたところと色々な交流を深めておりますので、そうした実績を積み重ねていきたいというふうに思っております。

この会津若松市としては、古くは郡上八幡ライオンズクラブの皆さんが、45年ぐらい前になるかと思いますが、会津磐梯ライオンズクラブと、言わば姉妹クラブというような形でも提携もされております。

そういう結びつきは非常に強いんですが、友好交流都市という形式ばった協定というよりは、私は中身をしっかりと充実をしていければというふうに思っております。

（1番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 本田教治議員。

○1番（本田教治） ありがとうございます。市長のおっしゃるとおりだと、御答弁をお聞きしてそう思いました。引き続き友好を深めていただければ、ありがたいなというふうに思います。では、最後の質問でございます。

市内での藩公行列の開催を行っていただけないでしょうか。八幡城主の遠藤、稲葉、井上、金森、青山氏の、市内外のゆかりの方々に声をかけて藩公行列、武者行列を八幡駅から八幡城まで、町内の行列をするという、想像するとすごく楽しいものだと思います。

変装行列の感覚ではなくて、ちゃんとした会津のようにしっかりとした藩公行列でございます。凌霜隊あり、宝暦郡上一揆ありと、歴史絵巻のようなものでございます。岐阜の信長まつりのようには最初からいきませんけども、市長、どうか一回チャレンジしてはいただけないでしょうか。

夏の郡上おどりが終わった頃、秋の紅葉まつりの八幡城がゴール、そのようなルートでございます。これにつきまして市長のお考えをお聞きしたいです。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） 郡上市でもこういう会津まつりのような一つの時代行列といいますかね、藩公行列と言っておりますが、各時代にわたるいろんな歴史上の人物が馬に乗ったり、あるいは徒歩で歩いたりというようなことで行列、行進をされるわけであります。

また、中には例の綾瀬はるかさんですか、こうした方がいわゆるドラマに出られた御縁で、ここ数年出られておるといようなことも人気があるようでございますが、いずれにしろ、こうした非常に上手にというか、この一つのイベントをやっておられると思います。

ただ、精神はやはり会津の発展に尽くされた先人に感謝をするというきっちりした理念もあるようでございますが、郡上においても、今御提言のあったように、八幡城が遠藤盛数によって築城されてからは、今おっしゃったように遠藤、それから稲葉、そして井上、金森、青山と5代にわたる城主、江戸幕府になってからは再び遠藤氏が返り咲いて4家だと思っておりますが、こうした人たちを主人公にした、言わば城主隊というか、そういうものも一つの時代絵巻として、これをイベント化するということは一つのアイデアだと思います。

ちょうど今は、郡上市としては遠藤慶隆を、ぜひ郡上のやはりいろんな苦勞をして、江戸幕府初代の藩主になった遠藤慶隆を売り出したいということで、郡上八幡城主隊という形で、ふるさとまつりであるとか、いろんなときに実際に扮装をしてもらってやってもらっておりますけれども、さらにそういう時代の変遷を映し出すような形のものも考えられるのかなと私も思っております。

ちょうど来年は、郡上八幡城が昭和8年に、言わば木造の天守閣として再建をされ、そして今、その耐震化工事であるとか、それから展示のリニューアル、こうしたものに取り組んでおりますので、来年それはできるだろうというふうに思っております。

そうしたときに、一つの記念行事として、今までの遠藤慶隆、あるいは稲葉氏出てまいります、だけでなく、もう少し登場人物も増やした時代行列といえますか、そういうようなものを考えるのも一つのアイデアかなというふうに思っておりますので、関係の産業振興公社であるとか、様々なところともよく御相談をし、また経費とも相談をしていろいろ検討をしてみたいというふうに思います。

○議長（田代はつ江） 本田教治議員。

○1番（本田教治） どうもありがとうございました。市長、来年の90周年、ぜひ期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

私、本年最後の一般質問となりました。本当に1年間、市長をはじめ職員の方々、一般質問の御答弁を頂きまして、本当にありがとうございました。また、1年間傍聴に来てくださった方々も、本当にありがとうございました。

これにて、私、本年最後の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、本田教治議員の質問を終了いたします。

◎議案第114号から議案第139号までについて（質疑・委員会付託）

○議長（田代はつ江） 日程3、議案第114号 郡上市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程16、議案第139号 市道路線の認定についてまでの14議案を一括議題とします。

これより質疑に入ります。議案第119号について、質疑の通告がありますので、発言を許可します。

9番 野田勝彦議員。

○9番（野田勝彦） 9番 野田です。通告、第119号議案であります、今、自分が書いた質疑内容を見ますとえらく簡潔でありまして、もうちょっと分かりやすく質問したいと思います。これにももちろん沿ってです。

議案書のほうをちょっと拝見しますと、職員の降給に関する、給料を引き下げることなんです、これだけを見ましても、私、これ、非常に重大な問題といえますか、内容だと思います。

御承知のように、公務員は、全体の奉仕者として身分がきちっと保障されて、生活に不安がないような状態で勤務をしていただく必要があります。とりわけ大事だと。

そこで、一番の大きな問題は、身分が不安定で、ひょっとしたら俺、給料下げられるかもしれないとか、こんな不安な思いをされてはやっぱり安心してしっかりと職務に精励してもらうことは難しい、そこが原点だと思います。

したがって、その次の資料のところに、枠の中で地方公務員法の概要がアンダーラインで

示されています。これ、非常に重要なことだと思います。アンダーライン以外のところですね。その意に反して、降任されたり、減給されたり、免職されたなんてことはあり得ないように。「意に反して」というところが非常に重要なんですが。

さて、翻って119号を見ますと、降給に関して2つ、降格と降号。

降格の事由というのが第3条にあります。この3条、ちょっと詳細に読んでみますと、なかなかややこしいんですが、第3条の1行目、「職員が降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合のほか」、この「ほか」が、次に(1)、(2)。(1)の中には、ア、イ、ウと3つあるわけです。こういう条件の下で降格が可能ですよというわけです。

総括的に伺いたいのは、これらが、まさかそんなことはないとは思いますが、恣意的に運用されることがあってはなりませんので、その歯止めといいますか、基準というのはしっかりしているんかということを知りたいわけです。

そこで、(1)のアを見ますと、能力の評価や業績の評価の、こういう評価によって降格はあり得るんだと。この評価というのは、どのような基準でどこに公平な基準があるのかということをちょっと確認をしたいわけです。おそらく誰かが、上司といいますか、任命権者といいますか、責任を持って評価をされるはずですが、この評価というのは難しいと。当然ですけども。だから、よほど明確な基準、こういう物差しに当てはめて、あんたはこうですよという評価が下されなければならない。それが曖昧ですと、当然ながら、恣意的な評価につながりやすいです。その基準はあるのか。私、条例や規則をずっと見てみたんですが、どうもあんまり、よう見つけんのかもしれませんが、何か見当たらなかったんですが。

それからもう一つ、その評価は何段階で、どういう表現で、その評価は絶対評価なのか、相対評価なのか。すなわち最下位は必ずつくらなければならんのか、つくらんでもいいのか。そういうことも含めて、まず、それを伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田代はつ江） 答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、今の点についてお答えを申し上げます。

御指摘のとおり、降格ということに対しては、客観的な指標に基づいて行うということが必要になってこようかと思います。その中で、やはり重要な一つの視点としましては、今、御指摘のありました評価というものがございます。

郡上市の中では、職務行動評価、そしてもう一点が役割達成度評価と、今、この2つの評価に対して評価を行っているところでございます。

職務行動評価というのは、職員に割り当てられた職務と責任を遂行した実績であったりとか、能

力、適性、こういったところを評価するものでございまして、10 の視点、しかも、その 10 の視点の中でも細かくそれぞれ 3 つに分けて評価をしていくわけですけども、こういったところで評価を行っていき、そして、その総合的な判定というものを結果として行います。それが、「極めて良好」、「特に良好」、「良好」、「やや良好でない」、そして「良好でない」、この 5 つの最終的な評語、そういった中で定めていくということとしております。

こういった評価は、個々、個人に対してどうであるかということを見るものでございまして、絶対評価というような形で行っておるものでございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 9 番 野田勝彦議員。

○9 番（野田勝彦） その視点や評価の段階表示というのはどこかに客観的に明らかにされていきますか。例えば規則とか、条例とか。

○議長（田代はつ江） 河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） この評価に対しましては、要綱を定めておりまして、その中で全て、視点であったりとか取扱いについても定めておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 9 番 野田勝彦議員。

○9 番（野田勝彦） それから、その次、今の（1）、アの後段です。その他以下です。

「勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず」と、これは、いきなりではなしに、ちゃんとこういう準備をしてくださいという配慮だと思いますが、こういう事例というのはまああるものなのか。それとも、あまりないのか。その辺はいかがでしょうか。なかなか難しいかもしれませんが。

○議長（田代はつ江） 河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 降格に至ったまでの事例というものは、今まではございません。

○議長（田代はつ江） 9 番 野田勝彦議員。

○9 番（野田勝彦） 最後にですが、1 ページの（2）番の表現が、とっても私、分かりにくかったんですが。今後、その文章にありますように、「職制若しくは定数の改廃又は予算が減ることによって職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合」は降格があり得ると。この場合は、誰が降格するんかというのは非常に微妙なことになるんですが、そこにはある程度の基準も書いてありますけども、とっても分かりやすいので、この前、説明を頂いた段階では何とか、なるほどそういうことなんかというふうに分かるんですが。

こういうのは、もっと分かりやすく表現してもらえるわけにはいかんでしょうか。

○議長（田代はつ江） 河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 分かりやすくということですが、この条例改正、こちらについては、人事院規則等に基づきまして、標準的な市町村の条例というものが準則というような形で示さ

れるわけですが、私ども、そういったものに基づきまして条例のほうの制定をさせていただいております。

多々、条例というのはいろんなところに関係をする、いろんなところで引用されているということで、なるべくこういった準則に従いまして、沿って条例を制定させていただくという、そんな考えで行っておるところでございます。

したがって、今回のこういった表現につきましても、そういったのを基に制定をさせていただいておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 以上で、通告による質疑は終了します。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第 114 号から議案第 139 号までの 14 議案は、会議規則第 37 条第 1 項の規定により、議案付託表のとおり所管の常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。ただいま所管の常任委員会に審査を付託しました 14 議案につきましては、会議規則第 44 条第 1 項の規定により、12 月 21 日午後 5 時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。

よって、議案第 114 号から議案第 139 号までの 14 議案につきましては、12 月 21 日午後 5 時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

（午後 0 時 04 分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 田 代 はつ江

郡上市議会議員 美谷添 生

郡上市議会議員 本 田 教 治